

生活保護法施行規則の一部を改正する省令（案）

1 改正の趣旨

生活保護法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 104 号）が平成 26 年 7 月 1 日から施行されることに伴い、生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）等について所要の改正を行う。

2 改正の内容

（1）保護の開始等の申請

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護の開始の申請等は、申請書を保護の開始を申請する者（以下「申請者」という。）の居住地又は現在地の保護の実施機関に提出して行うものとする。ただし、身体上の障害があるために当該申請書に必要な事項を記載できない場合その他保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合は、この限りではないこととする。
- 保護の実施機関は、上記ただし書の場合において、申請者の口頭による陳述を当該職員に聴取させた上で、必要な措置を採ることによって、申請書の受理に代えることができることとする。
- 保護の実施機関は、保護の開始の申請について、申請者が申請する意思を表明しているときは、当該申請が速やかに行われるよう必要な援助を行わなければならないこととする。

（2）扶養義務者に対する通知

- 保護の実施機関が扶養義務者に対して通知する事項として、保護を開始する者の氏名及び当該者からの保護の開始の申請があった日を規定する。
- また、当該通知を行うことが適当でない場合として、
 - ① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合
 - ② 保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合
 - ③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより保護を開始する者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合を規定する。

(3) 扶養義務者に対する報告の求め

保護の実施機関は、扶養義務者に報告を求める場合は、あらかじめ、当該扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行しておらず、かつ、当該求めが次のいずれの場合にも該当していない旨を確認するものとする。

- ① 保護の実施機関が、当該扶養義務者に対して法第 77 条第 1 項の規定による費用の徴収を行う蓋然性が高くないと認めた場合
- ② 要保護者が保護を開始する者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力を受けているものであると認めた場合
- ③ ①及び②のほか、保護の実施機関が、当該通知を行うことにより要保護者の自立に重大な支障を及ぼすおそれがあると認めた場合

(4) 指定医療機関の指定等の手続

ア 指定の申請の手続

- ・ 都道府県知事による指定医療機関の指定の申請に係る手続について、申請事項に健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）の保険医療機関等である旨を追加する等、所要の改正を行う。
- ・ 厚生労働大臣による指定医療機関の指定の申請に係る手続について、都道府県知事による指定の申請に係る規定と同様のものを規定する。
- ・ 指定の更新の申請に係る手続について、都道府県知事による指定の申請に係る規定と同様のものを規定する。

イ 指定の取消しに該当しないことが相当と認められる場合

指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものについて、厚生労働大臣又は都道府県知事が報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分の理由となった事実等に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

ウ 聴聞決定予定日の通知

聴聞決定予定日の通知について、法に基づく検査が行われた日から 10 日以内に、当該検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知することにより行うものとする。

エ 厚生労働省令で定める事業所又は施設

厚生労働省令で定める事業所又は施設として、健康保険法に規定する指定訪問看護事業者、介護保険法に規定する指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事

業者を規定する。

オ 指定の更新の申請を不要とする医療機関

指定医療機関の指定の更新の申請を不要とする医療機関について、診療所や薬局であって、指定医療機関の指定を受けた日から、おおむね引き続き当該開設者である医師若しくは薬剤師のみが診療や調剤しているもの又はその家族のみが診療若しくは調剤に従事しているものとする。

(5) 指定介護機関の指定等の手続

ア 指定の申請の手続

- ・ 都道府県知事による指定介護機関の指定の申請に係る手続について、申請事項に申請に係る介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所を追加する等所要の規定の整備を行う。
- ・ 厚生労働大臣による指定介護機関の指定の申請に係る手続について、都道府県知事による指定の申請手続に係る規定と同様のものを新たに規定する。

イ 指定介護機関に係る別段の申出

指定介護機関に係る別段の申出は、介護機関の名称及び住所地、指定を不要とする旨等を記載した申出書を都道府県知事に提出することにより行うこととする。

(6) 指定助産機関及び指定施術機関の指定の手続

指定助産機関及び指定施術機関の指定の手続について、所要の改正を行う。

(7) 就労自立給付金の支給に関する手続

ア 就労自立給付金の支給要件

- ・ 安定した職業について、おおむね6月以上雇用されることが見込まれ、かつ、最低限度の生活を維持するために必要な収入を得ることができると認められるものとする。
- ・ 保護を必要としなくなったと認める事由について、下記のとおりとする。
 - ① 被保護者が事業を開始し、おおむね6月以上最低限度の生活を維持することができると認められること。
 - ② 就労による収入を得ている被保護世帯について、当該世帯の就労による収入が増加し、おおむね6月以上最低限度の生活を維持することができると認められること。
 - ③ 就労による収入以外の収入を得ている被保護世帯について、当該世帯に属する被保護者が職業（安定した職業を除く。）に就いたことにより、おおむね6月

以上最低限度の生活を維持することができるものと認められること

イ 就労自立給付金の支給の申請

- ・ 就労自立給付金の支給を受けようとする被保護者は、その氏名及び住所又は居所、保護を必要としなくなった事由等を記載した書面等を支給機関に提出しなければならないこととする。ただし、身体上の障害があるために当該申請書に必要な事項を記載できない場合その他保護の実施機関が当該申請書を作成することができない特別の事情があると認める場合は、この限りではないこととする。
- ・ 支給機関は、当該申請書のほか、他就労自立給付金の支給の決定に必要な書面の提出を求めることができるものとする。

ウ 世帯ごとの支給

就労自立給付金の支給は、厚生労働大臣が定めた算定方法により算定した金額を、世帯ごとに保護の廃止の決定の際に支給することにより行うこととする。

エ 過去3年以内に就労自立給付金の支給を受けた者への不支給

就労自立給付金の支給を受けた日から3年を経過しない被保護者に対しては、やむを得ない事由があると認められる場合を除き、就労自立給付金を支給しないこととする。

(8) 第三者の行為による損害についての届出

被保護者は、第三者の行為を原因として医療扶助又は介護扶助を受けた場合には、その事実、当該第三者の氏名及び住所を、遅滞なく、保護の実施機関に届け出なければならないこととする。

(9) 費用の支払の申出等

- 費用の支払の申出は、申出に係る者の氏名及び住所又は居所、保護金品等の一部を徴収金の納入に充てる旨を記載した申出書を保護の実施機関に提出することによって行うこととする。
- 保護の実施機関は、当該申出に係る徴収金の額を決定するに当たっては、当該徴収金の徴収後においても被保護者が最低限度の生活を維持することができるよう配慮するものとする。

(10) その他

その他所要の改正を行う。

3 根拠条文

法第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 8 項、第 28 条第 2 項及び第 3 項、第 49 条の 2、第 49 条の 3 第 1 項及び第 4 項、第 50 条の 2、第 51 条、第 53 条第 1 項、第 54 条の 2、第 55 条、第 55 条の 3、第 55 条の 4、第 78 条の 2、第 83 条の 2 並びに第 84 条

4 施行期日

平成 26 年 7 月 1 日（予定）